

家庭の省エネ機器導入促進補助金について

家庭での省エネ促進や温室効果ガスの排出を抑制するため、省エネ機器を導入する個人に対し補助金を交付しています。また、令和5年度から補助金の交付要件を以下のとおり改正しています。

【対象機器(※未使用品であること。リサイクル、リユース品は対象外となります。)

- ・ 高効率給湯器：電気ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型ガス給湯器、潜熱回収型石油給湯器、ガスエンジン給湯器、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器
- ・ 蓄電池等：定置型リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム
- ・ 電気自動車等：電気自動車、プラグインハイブリッド自動車
- ・ (新設)電気自動車等V2H充電設備：電気自動車等への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた建物への電力供給が可能な充電設備

※薪ストーブへの補助金は令和4年度をもって終了しました。ご注意ください。

【補助対象者】

- ・ 町内に居住する又は居住する予定の個人で、世帯員全員が町税等を完納している方。
- ・ 建物所有者の同意が得られている方。

【補助金対象経費及び補助金額】

対象機器	補助対象経費 (※)	補助率	上限額	制限
高効率給湯器	機器本体、附属機器、設置工事費 (税抜)	1 / 10	3万円	1住宅につき 1回まで
蓄電池等			10万円	
電気自動車等 V2H充電設備			10万円	
電気自動車等	車両本体価格 (税抜)	1 / 20	15万円	1世帯 1台まで

※国・県等より類似する補助金等の交付を受ける場合は、その額を控除した額とします。
また、補助金額に千円未満の端数があるときは切り捨てます。

【注 意】

補助金交付申請額が予算額に達し次第受付を締め切りますので、希望される方はお早めにお申込みください。



お問い合わせ先 鏡野町くらし安全課 環境係 担当：村島 電話 (0868) 54-2780